

# 運転免許証の様式について

☆ 運転免許証は、臓器提供の意思表示欄が入った様式となっています。  
運転免許証の変更点とご注意いただきたい点は次のとおりです。

氏名	秋 田 ま も る	昭和50年 7月 1日生
住所	秋田市新屋南浜町12-1	
交付	平成22年07月17日 12345	
平成27年08月01日まで有効		
免許の 条件等	優良	
番号	第 123456789000 号	種別
二小	平成05年07月01日	大型
他	平成07年08月10日	中型
二種	平成14年09月20日	普通
		大特
		大普
		普二
		大特二
		小特
		小特引
		小特引二

秋田県 公安委員会

備考

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)  
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】

特記欄： \_\_\_\_\_ )

《自筆署名》 \_\_\_\_\_  
《署名年月日》 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

暗証番号を入力しての本籍等の確認が可能。(暗証番号の控えは運転免許証と別に保管してください。)

改正臓器移植法の施行に伴う臓器提供の意思表示欄の設置

- ※ 臓器提供の意思は、必ず表示しなければならないものではありません。また、この部分を記載していないからといって、運転免許行政上の取扱いに影響を与えるものではありません。
- ※ 臓器提供の意思等を表示する方法は、(公社)日本臓器移植ネットワークが作成しているリーフレットを参照してください。
- ※ 一度表示した臓器提供に関する意思を変更する場合は、斜線で訂正し新しい意思の番号に○印を付けるか、(公社)日本臓器移植ネットワークが作成している臓器提供意思表示カードを使用してください。
- ※ 運転免許証の更新及び保管、運転免許の取消し、停止等に伴い運転免許証を提出した場合は、更新(併記を含む。)後に交付される運転免許証又は臓器提供意思表示カード等の書面に臓器提供の意思等を記入するようにしてください。
- ※ このほか、臓器提供の意思表示に関する質問等は、次の機関にお問い合わせください。  
東京都港区赤坂2-9-11オリックス赤坂2丁目ビル2階 (公社) 日本臓器移植ネットワーク TEL: 0120-78-1069 FAX: 03-6441-2792  
又は 秋田市千秋久保田町6-6 (公財) あきた移植医療協会 TEL: 018-832-9555